

三重県公報 火、金曜日発行

当日が休日のと  
きはその翌日  
明治二十五年 第三種郵便物認可  
三月二十六日

# 三重県公報

号

外

月

曜

日

昭和三十四年三月三十日

## 監査結果公表

### ◎監査結果公表第二十二号

地方自治法第九十九条の規定によつて、桑名耕地事務所及び桑名土木事務所の定期監査を執行したから、その結果を次のとおり公表する。

昭和三十四年三月三十日

三重県監査委員	木 沢 直
同	山 崎 市 太 郎
同	小 林 利 吉
同	酒 井 万 馬

### 定期監査結果公表箇所一覧

#### 監査先

- 一 桑名耕地事務所
- 一 桑名土木事務所

#### 監査年月日

昭和三十四年三月十二日  
昭和三十四年三月十三日

頁

二十二頁

二十一頁

監査先 桑名耕地事務所

監査年月日 昭和三十四年三月十二日

一 概況

1 職員の現在員は次のとおりである。

区 分	定 数 内 職 員				定 数 外 職 員				合 計	
	事務吏員	技術吏員	主事	補技師補	事務補佐	技術補佐	労務員	臨時職員		
現在員	二人	一人	一人	一人	一人	一人	二人	六人	一人	四〇人
	二	一	二	一	一	一	二	六	一	四〇

2 所管区域は桑名、員弁二郡及び桑名市とし、土地改良団体の指導、監督及び団体営耕地事業の設計、指導、監督並びに県営耕地事業の施行などに関することをつかさどっている。

3 当所出納員の出納にかかる歳入歳出予算執行概況は、次のとおりである。

昭和三十二年歳入

区 分	調 定 額	収、入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額
職員納付金	六二、二九八円	六二、二九八円	—	—
不用品売払代金	六、一〇二	六、一〇二	—	—
計	六八、四〇〇	六八、四〇〇	—	—

昭和三十二年歳出

区 分	令 達 予 算 額	支 出 済 額	残 額
県 職 員 費	六九一、八一五円	六九一、八一五円	—
農 政 費	五三、九九八	五三、九九八	—
代行建設事業費	九、九九一、八八四	九、九九一、八八四	—
開墾干拓事業費	六、四五六、〇九三	六、四五六、〇九三	—
大規模かんがい排水事業費	五二五、一一〇	五二五、一一〇	—
小規模かんがい排水事業費	三六六、五六〇	三六六、五六〇	—
地盤変動対策事業費	三、四六八、一七九	三、四六八、一七九	—
災害耕地復旧事業補助費	二一、〇七〇、四三二	二一、〇七〇、四三二	—
災害耕地復旧関連事業補助費	一三九、〇〇〇	一三九、〇〇〇	—
地盤変動対策事業補助費	四、二四七、八三四	四、二四七、八三四	—
土地改良事業補助費	二一、二九四、五一五	二一、二九四、五一五	—
小団地開発整備事業補助費	一、三六六、〇〇〇	一、三六六、〇〇〇	—
県単小災害耕地復旧事業補助費	三一八、一四〇	三一八、一四〇	—

県 職 員 費	六九一、八一五円	六九一、八一五円	—
農 政 費	五三、九九八	五三、九九八	—
代行建設事業費	九、九九一、八八四	九、九九一、八八四	—
開墾干拓事業費	六、四五六、〇九三	六、四五六、〇九三	—
大規模かんがい排水事業費	五二五、一一〇	五二五、一一〇	—
小規模かんがい排水事業費	三六六、五六〇	三六六、五六〇	—
地盤変動対策事業費	三、四六八、一七九	三、四六八、一七九	—
災害耕地復旧事業補助費	二一、〇七〇、四三二	二一、〇七〇、四三二	—
災害耕地復旧関連事業補助費	一三九、〇〇〇	一三九、〇〇〇	—
地盤変動対策事業補助費	四、二四七、八三四	四、二四七、八三四	—
土地改良事業補助費	二一、二九四、五一五	二一、二九四、五一五	—
小団地開発整備事業補助費	一、三六六、〇〇〇	一、三六六、〇〇〇	—
県単小災害耕地復旧事業補助費	三一八、一四〇	三一八、一四〇	—

県単耕地事業補助費	五〇、四七五	五〇、四七五	
耕地諸費	一〇八、〇〇〇	一〇八、〇〇〇	
計	七〇、一四八、〇二五	七〇、一四八、〇二五	

備考 人件費合計

負担金補助及び交付金(共済組合負担金を除く。) 合計四三、七五九、六九〇円(六二・四%)

昭和三十三年度歳入 昭和三十三年十二月末日現在

一〇、八一五、〇六三円(二五・四%)

区分	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額
職員納付金	四四、八五〇円	四四、八五〇円		
不用品売払代金	二〇、八四四	二〇、八四四		
計	六五、六九四	六五、六九四		

昭和三十三年度歳出

昭和三十三年十二月末日現在

区分	令達予算額	支出済額	残額
県職員費	一、一八四、五〇〇円	一、二二〇、〇五二円	△三五、五五二円
農政費	一四、〇〇〇	一一、八七七	二、一二三

代行建設事業費	五二八、一〇七	四四九、七六三	七八、三四四
開墾干拓事業費	四、〇八八、七三〇	三、三九六、七三〇	六九二、〇〇〇
大規模かんがい排水事業費	四九二、八五〇	四二七、六二一	六五、二二九
小規模かんがい排水事業費	八三、〇〇〇	五八、六九六	二四、三〇四
地盤変動対策事業費	二、六〇一、七〇〇	二、五四三、五七二	五八、一二八
災害耕地復旧事業補助費	六、四六四、六一二	六、三二四、四六〇	一四〇、一五二
地盤変動対策事業補助費	二、二〇九、五〇〇	二、一八五、七七〇	二三、七三〇
土地改良事業補助費	八、〇〇六、〇〇〇	七、九七三、五八〇	三二、四二〇
県単耕地事業補助費	三九、七二〇	三九、七二〇	
耕地諸費	一六、九九〇	八、八二二	八、一六八
老朽溜池補強事業補助費	三七五、〇〇〇	三七五、〇〇〇	
土地改良融資事業費	三八、〇〇〇	二二、六九五	一五、三〇五
干害応急対策事業補助金	三〇、〇〇〇	二六、〇五〇	三、九五〇

4 昭和三十三年度及び昭和三十三年度(十二月末日現在)施行の主たる事業執行概況は、次のとおりである。

イ 県営事業

区 分	総事業費 (A)	昭和三十三年 度執行額	(A)に対する三 十三年度未ま すの進捗率	昭和三十三年 度予算額	(A)に対する三 十三年度予算 額の割合	残事業費
城南干拓事業	一五、四三、三二一 円	二五、七三、〇〇〇 円	九六・六%	六、三三、〇〇〇 円	四一・〇%	一、一八、三〇一 円
山郷地区開墾建設 事業	四、〇〇〇、〇〇〇	一、一五、〇〇〇	九・九%	三、八五、〇〇〇	〇・三%	三、八三、一五〇 円
木曾川下流干拓事 業	四〇〇、〇〇〇、〇〇〇	六、三三〇、〇〇〇	一・六%	三、〇〇〇、〇〇〇	〇・八%	三九、九七〇、〇〇〇
城南干拓附帯事業	一七、五五〇、〇〇〇	四、〇〇〇、〇〇〇	七・九%	三、二五〇、〇〇〇	一・九%	一、一八、三〇一 円
木曾川下流用水改 良事業	三三三、〇〇〇、〇〇〇	八、〇〇〇、〇〇〇	〇・六%	三、〇〇〇、〇〇〇	〇・九%	三二、九〇〇、〇〇〇
六把野用水改良事 業	一〇、〇〇〇、〇〇〇	四、〇〇〇、〇〇〇	〇・四%	五、〇〇〇、〇〇〇	〇・五%	一〇、六〇〇、〇〇〇
木曾川地盤変動対 策事業	一八、八七五、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇	七・九%	四、〇〇〇、〇〇〇	一・六%	一五、八七五、〇〇〇
計	一、三三、一七五、三二一	一四〇、一四〇、〇〇〇	—	八、〇〇一、〇〇〇	—	八三、二二八、〇〇〇

ロ 団体営事業

区 分	総事業費 (A)	昭和三十三年 度執行額	(A)に対する三 十二年未ま すの進捗率	昭和三十三年 度予算額	(A)に対する三 十三年度予算 額の割合	残事業費
災害耕地復旧事業	一、三六、四〇〇、〇〇〇 円	三三、七三〇、〇〇〇 円	二五・五%	一、一六〇、〇〇〇 円	八・五%	一、二〇〇、七〇〇 円
地盤変動対策事業	一七、〇〇〇、〇〇〇	四、〇〇〇、〇〇〇	二三・五%	四、〇〇〇、〇〇〇	二三・五%	一三、〇〇〇、〇〇〇
土地改良事業	三三、三三〇、〇〇〇	六、三三〇、〇〇〇	一九・〇%	一、〇〇〇、〇〇〇	三・〇%	一、〇〇〇、〇〇〇
老朽溜池補強事業	三三、〇〇〇、〇〇〇	—	—	三三、〇〇〇、〇〇〇	一〇・〇%	三三、〇〇〇、〇〇〇
干害応急対策事業	四〇〇、〇〇〇、〇〇〇	—	—	四〇〇、〇〇〇、〇〇〇	一〇・〇%	—
小団地開発整備事 業	四〇〇、〇〇〇、〇〇〇	四〇〇、〇〇〇、〇〇〇	一〇〇・〇%	—	—	—
県単小災害耕地復 旧事業	五、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	二〇・〇%	一、〇〇〇、〇〇〇	二〇・〇%	四、〇〇〇、〇〇〇
県単土地改良事業	八、〇〇〇、〇〇〇	八、〇〇〇、〇〇〇	一〇〇・〇%	—	—	—
開墾建設附帯事業	一、〇〇〇、〇〇〇	—	—	一、〇〇〇、〇〇〇	一〇・〇%	—
計	一、三三、一七五、三二一	一四〇、一四〇、〇〇〇	—	八、〇〇一、〇〇〇	—	八三、二二八、〇〇〇

- ハ 右の団体営各事業に対する昭和三十二年各補助金の支出額は、次のとおりである。
  - 災害耕地復旧事業 一八、八二〇、五五〇円
  - 地盤変動対策事業 二、二八〇、〇〇〇円
  - 土地改良事業 二〇、九七五、〇〇〇円
  - 小団地開発整備事業 一、三六六、〇〇〇円
  - 県単小災害耕地復旧事業 三三八、一四〇円
  - 県単土地改良事業 二、三五〇、〇〇〇円(全額本庁払)

二 意 見

- 1 昭和三十二年度施行の幹線排水路工の堤防表法面が土羽筋芝仕立のため崩壊し、昭和三十三年で保護工事を施工されているが、今後このような計画には法勾配を一・五割内外とし、張芝工を採用するなど工法の改善に留意されたい。
- 2 セメント空袋の回収率は一〇〇%である。今後ともこの良好な経理事務を維持せられたい。
- 3 会計経理事務については、特に述べることがない。

監 査 先 桑名土木事務所

監 査 年 月 日 昭和三十四年三月十三日

一 概 況

1 職員の現在員は、次のとおりである。

区 分	定 数 内 職 員				定 数 外 職 員				合 計				
	事務吏員	技術吏員	嘱託主事	補技師補その他	事務補佐員	技術補佐員	労働員	臨時職員					
現在員	三人	一三人	一人	三人	九人	一人	四八人	三人	一人	八人	一人	三人	七〇人

- 2 職員は本所に三八人、北勢出張所に二一人、員弁砂防出張所に一〇人を配置し、桑名郡、員弁郡及び桑名市を所管し、土木工事の設計施工並びに監督、河川管理、建築基準法の施行に関する業務などをつかさどっている。
- 3 昭和三十二年当所執行の事業概況は、次のとおりである。

事業区分	国庫補助事業		県費単独事業		合計
	県工	事	県工	事	
道路 橋 梁	九五、九三六、四七九円	一八、六四九、八二六円	七六一、八〇〇円	一一五、三四八、一〇五円	
河川 海 岸	七三、五四四、〇八九	一、五三三、〇〇〇	二二〇、〇〇〇	七五、二九七、〇八九	
砂 防	三〇、八九〇、六五九	七八二、七二二		三一、六七三、三七一	
事 務 費	七、八八四、一七九	七、五六六、三三五		一五、四五〇、五一四	
合 計	二〇八、二五五、四〇六	二八、五三一、八七三	九八一、八〇〇	二三七、七六九、〇七九	

備考 イ 県単独市町村補助工事費は、各々補助金支出済額をもつて表示した。

ロ 国補事業の市町村補助工事に対する補助金交付額は三、四四七、四一五円あるが、県予算外につき除外した。

4 昭和三十三年度及び昭和三十三年度事業進捗概況は、次のとおりである。

区分	総事業費 (A)	昭和三十三年度執行額	(A)に対する三十三年度未済の進捗率	昭和三十三年度予算額	(A)に対する三十三年度予算額の割合	残事業費
昭和二十六年災害土木復旧事業	七、二六、六七三	八四、五八五	100.0%	—	—	—
昭和二十七年災害土木復旧事業	五、三〇〇、八六九	二、九八、四四九	六・一	一、九三、〇〇〇	三・五	昭和三十三年度で完了予定
昭和二十八年災害土木復旧事業	四、〇八六、三五八	四、四七、八八一	一〇六・六	六、四四、三三三	一六・二	八、五、二七、一〇三
昭和二十九年災害土木復旧事業	六、〇九四、三五九	六、二九、七六〇	七・七	五、七九、〇〇〇	九・五	一〇、〇、〇、〇
昭和三十一年災害土木復旧事業	三、三三三、〇〇〇	五、六三、一七四	一六・一	四、七六、〇〇〇	三・一	六、五五九、三三三
昭和三十三年災害土木復旧事業	一、四、五、六、〇〇〇	二、六、八、〇〇〇	一八・一	七、五三、〇〇〇	四・九	九、〇、〇、〇
昭和三十三年災害土木復旧事業	二、三、〇、〇〇〇	—	—	八、五三、〇〇〇	六七	二、七、五、七、三三六
鍋田川地盤変動対策事業	六、一、五、三、三三	九、九、〇、六五四	100.0%	—	—	—
掛斐川地盤変動対策事業	一、六、八、一、〇〇〇	九、一、〇、九六〇	五四・四	七、一、六、〇〇〇	四三・八	昭和三十三年度で完了予定
多度川地盤変動対策事業	一〇、〇、〇、〇〇〇	九、五、五、四、〇一〇	100.0%	—	—	—
飯江川地盤変動対策事業	三、二、六、四、〇一〇	—	〇・〇	三、一、六、三、〇八四	100.0%	—

5 当所出納員の出納にかかる歳入歳出予算執行概況は、次のとおりである。

昭和三十三年度歳入

区分	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額
家屋貸下料	四八、六〇〇円	四八、六〇〇円	—	—
堤塘使用料及び占用料	五三四、八七一	五三四、八七一	—	—
道路敷使用料	二九三、五〇七	二五四、五二七	—	三八、九八〇
建築物確認申請手数料	三三七、六〇〇	三三七、六〇〇	—	—
その他の使用料手数料	一五四、九四七	一五四、九四七	—	—
河川堤塘道路等生産物その他の売却代	六、〇〇五、八三四	六、〇〇五、八三四	—	—
職員納付金	六六、九九四	六六、九九四	—	—
不用品売払代金	二〇四、三〇〇	二〇四、三〇〇	—	—
その他雑収入	三〇、五〇〇	三〇、五〇〇	—	—
計	七、六七七、一五三	七、六三八、一七三	—	三八、九八〇

昭和三十三年度歳出

区分	令達予算額	支出済額	残額	備考
県庁費	一、四一〇、五六二円	一、四一〇、五六二円		
道路橋梁費	一七、七八六、〇〇一	一七、七八六、〇〇一		
河川海岸費	三〇七、〇〇〇	三〇七、〇〇〇		
砂防費	一一、八九二、〇六〇	一一、八九二、〇六〇		
土木諸費	七、四〇〇	七、四〇〇		
災害土木費	五、七二一、〇四七	五、七二一、〇四七		
住宅費	一〇四、六三三	一〇四、六三三		
計	三七、二二八、七〇三	三七、二二八、七〇三		人件費合計 一五、六二六、七三二円 (四二・〇%)

昭和三十三年度歳入

昭和三十三年十二月末日現在

区分	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額
家屋貸下料	三三、八五〇円	三三、八五〇円		

昭和三十三年度歳出

昭和三十三年十二月末日現在

区分	令達予算額	支出済額	残額
堤塘使用料及び占用料	五七八、五九〇	四七三、八二八	一〇四、七六二
道路敷使用料	二一四、八五四	二〇三、二八六	一一、五六八
建築物確認申請手数料	二三九、九〇〇	二三九、九〇〇	
その他の使用料手数料	一〇六、九六七	九〇、九四四	一六、〇三三
職員納付金	四一、八二八	四一、八二八	
河川道路堤塘等生産物その他売却代金	七、八二七、一九〇	七、六六一、五五〇	一六五、六四〇
不用品売却代金	五二、七六〇	五二、七六〇	
過年度収入	三八、九八〇	三八、九八〇	
計	九、一三三、九一九	八、八三五、九二六	二九七、九九三
道路橋梁費	九、四二七、七五六	一一、六四三、五〇六	△二、二一五、七五〇
県庁費	一、九五五、〇〇〇円	二、〇二七、四六四円	△七二、四六四円

河川海岸費	二五〇、〇〇〇	三三、〇〇〇	二一七、〇〇〇
砂防費	一、七四〇、〇〇〇	二、四一五、三七〇	△六七五、三七〇
土木諸費	一、八〇〇	—	一、八〇〇
災害土木費	三、六五九、〇〇〇	四、七四九、九七五	△一、〇九〇、九七五
住宅費	一四六、七〇〇	一〇五、〇四六	四一、六五四
商工業費	五、五〇〇	四、三六〇	一、一四〇
計	一七、一八五、七五六	二〇、九七八、七二一	△三、七九二、九六五

二意 見

- 1 当所の道路工手(常夫を含む。)の一人担当当量は七・四キロメートルと算定され、土木事務所間第一位で、平均五・六キロメートルに比し約三分高、過重と考えられるから、車両数の増加と重量化によつて特に道路の損傷が甚しい状況に鑑み、関係当局と協議の上これが対策に考慮せられたい。
- 2 建築行政については、人員不足によるものか、完了検査及び建築物の違反防止に充分な活動が行われていないようである。県主管課の配慮を望む。
- 3 河川、橋りょう及び水利施設などの管理の適正化については亦来注意を喚起しているところであるが、更に砂利採取その他各種使用許可方針の確立及び取締りの厳正を期するよう対策を講ぜられたい。

4 昭和三十二年で砂防工事用材料倉庫二棟を一、五七五、〇〇〇円で新築しているが、固有財産台帳に未登記である。

5 道路占用料の徴取につき、つぎのとおり不当な取扱いがある。

イ 昭和三十三年で、宅地に継続占用許可を与えたものが四一件で、四七、〇二四円が調定されているが、道路法に規定した占用許可(旧道路法では認められていたものであったが、その経過措置期間も満了している。)ではないので、違法な行政行為であり、従つて占用料も徴取すべきでない。また昭和三十三年三月十七日土木部長通知によれば、これら廃道敷は払下げの手続をとるよう指示されており、すみやかに適法な処分をすべきである。

ロ 当該年度前に継続占用許可を与えたものにつき、三重県道路占用料徴収条例に定める別表備考2による単位未満の端数切上げの計算方法が行われていない。

ハ 昭和三十三年で、桑名市の電柱二本及び板囲、桑名郡長島町の広告塔五本につき徴収不足がある。

6 会計、その他の事務に整備すべき事項が次のとおりである。

イ 昭和三十二年収入の手数料関係二種九、〇〇〇円及び納付金六、六九四円並びに昭和三十三年度納付金四一、八二八円は、調定簿に記載漏れである。

ロ 昭和三十二年の現金出納簿が見当らないこと、保管証券受払簿が設けられていないことなどは、各管理者の責任ある重要な簿冊であるから、今後大切に保存すべきである。

ハ 支給のセメント受領書、監督日誌、人夫点検野帳、出役票の作成記帳を欠くもの、原材料出納簿の未登記のものが、数工事にみられたが、工事管理事務の適正を期せられたい。

7 直営砂防工事の本庁の完工検査が行われていないが、本庁及び当所においては、適正な検査方法により、励行するように改められたい。

購読料 一月一〇円 六ヶ月一、二五〇円 一年二、五〇〇円

昭和三十四年三月三十日印刷発行

津市栄町一丁目

三

重 県 庁

三重県公報（第三種郵便物認可）

津市広明町三二五番地

印刷所

三 重 県 印 刷 所

三重県庁代表 電話津（六一三二）番